

秦野市介護職員等研修支援補助金交付要綱

(令和8年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の介護事業所等において介護の業務に従事する職員（以下「介護職員等」という。）の資質向上を図るとともに、人材の確保及び定着を目的に、予算の範囲内において、介護サービスの従事に必要な研修の受講に要した経費の一部を補助することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、介護事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者が、その事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設で、本市内に設置されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表に定める研修の区分に応じ、それぞれに掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 介護事業所等を運営する法人（以下「法人」という。）
 - (2) 介護事業所等に勤務し、かつ、その介護事業所等を運営する法人に直接雇用されている者（以下「個人」という。）
- 2 研修の受講に要した経費を法人及び個人が分担して負担した場合は、個人が負担した額を補助対象とする。

(補助対象研修及び経費)

第4条 補助対象の研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下この条において「規則」という。）第22条の23第1項に規定するもの）
- (2) 介護支援専門員実務研修（法第69条の2第1項に規定するもの）
- (3) 介護支援専門員更新研修（法第69条の8第2項に規定するもの）

(4) 主任介護支援専門員研修（規則第140条の68第1項第1号に規定するもの）

(5) 主任介護支援専門員更新研修（規則第140条の68第1項第2号に規定するもの）

2 補助対象経費は、前項に規定する研修の受講に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、研修の区分に応じて、次の表に定める額とする。

研修の区分	補助額	上限額
介護職員初任者研修	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（他の制度からの補助額を除く。千円未満切捨て。）	30,000円
介護支援専門員実務研修	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（他の制度からの補助額を除く。千円未満切捨て。）	20,000円
介護支援専門員更新研修 （専門研修課程1／実務未経験者／再研修）		11,000円
介護支援専門員更新研修 （専門研修課程2）		6,000円
主任介護支援専門員研修		15,000円
主任介護支援専門員更新研修		10,000円

（申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、秦野市補助金交付規則第4条の規定にかかわらず、介護職員等研修支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 研修修了証明書の写し

(2) 受講料領収書の写し（法人が費用負担した場合で、領収書の宛名が介護職員等になっている場合は、法人が費用を全額負担したことを証明する書類の写し）

(3) 研修受講者報告書兼就労証明書（第2号様式）（法人申請の場合に限る。）

(4) 就労証明書（第3号様式）（個人申請の場合に限る。）

(5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（第4号様式）（法人申請の場合に限る。）

2 前項の申請書の提出期限は、第3条別表に規定する期間を経過した日の翌

日から起算して1年以内とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 補助金の交付対象となる研修は、この要綱の施行の日以後に実施される研修について、適用する。
(秦野市介護職員初任者研修支援補助金交付要綱の廃止)
- 3 秦野市介護職員初任者研修支援補助金交付要綱（平成21年11月1日施行）は、廃止する。
(廃止に伴う経過措置)
- 4 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の秦野市介護職員初任者研修支援補助金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）第1条に規定する研修を修了した者で、廃止前の要綱第3条に規定する補助対象者となるものは、令和10年3月31日までに補助金の交付申請をした場合に限り、第3条に規定する補助対象者とみなす。
(補助内容の見直し)
- 5 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

別表（第3条関係）

補助対象者 研修の区分	法人	個人
介護職員初任者研修	(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を満たすこと。 (1) 研修修了日以前に介護職員等を雇用し、研修修了日から起算して6か月を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き雇用していること。 (2) 研修修了日の翌日以後1年以内に介護職員等を	(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を満たすこと。 (1) 研修修了日以前に介護事業所等に就労しており、研修修了日から起算して6か月を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き同一法人が運営する介護事業所等に就労していること。

	<p>採用し、その採用日から起算して6か月を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き雇用していること。</p> <p>(3) 市税等を完納していること。</p>	<p>(2) 研修修了日の翌日以後1年以内に介護事業所等に就労しており、その就労日から起算して6か月を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き同一法人が運営する介護事業所等に就労していること。</p> <p>(3) 市税等を完納していること。</p>
<p>上記研修以外</p>	<p>(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 研修修了日以前に介護職員等を雇用し、研修修了日から起算して1年を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き雇用していること。</p> <p>(2) 研修修了日の翌日以後1年以内に介護職員等を採用し、その採用日から起算して1年を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き雇用していること。</p> <p>(3) 市税等を完納していること。</p>	<p>(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 研修修了日以前に介護事業所等に就労しており、研修終了日から起算して1年を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き同一法人が運営する介護事業所等に就労していること。</p> <p>(2) 研修修了日の翌日以後1年以内に介護事業所等に就労しており、その就労日から起算して1年を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き同一法人が運営する介護事業所等に就労していること。</p> <p>(3) 市税等を完納していること。</p>